

「生きる」を創る。



NEW
働くあなたを支える

アフラックの 休職保険

お給料の1/3が 減ってしまったら

あなたの生活はどう変わりますか？

No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

この保険は、被用者保険の被保険者である場合に限りお申込みいただけます
(会員の配偶者などの被扶養者や国民健康保険加入者はお申込みいただけません)。

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。
商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。
ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、裏面に記載の募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで
ご案内する
保障分野

病気やケガの
保障

介護や障がいの
保障

がんや重大疾病
(特定の疾病)の保障

このパンフレットでは
ご案内していません
死亡時の保障

貯蓄
教育資金や
老後生活資金準備など

対応する
商品・特約

アフラックの休職保険

この「パンフレット」は記載の保険の概要を説明しています。

ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」を
必ずご確認ください。

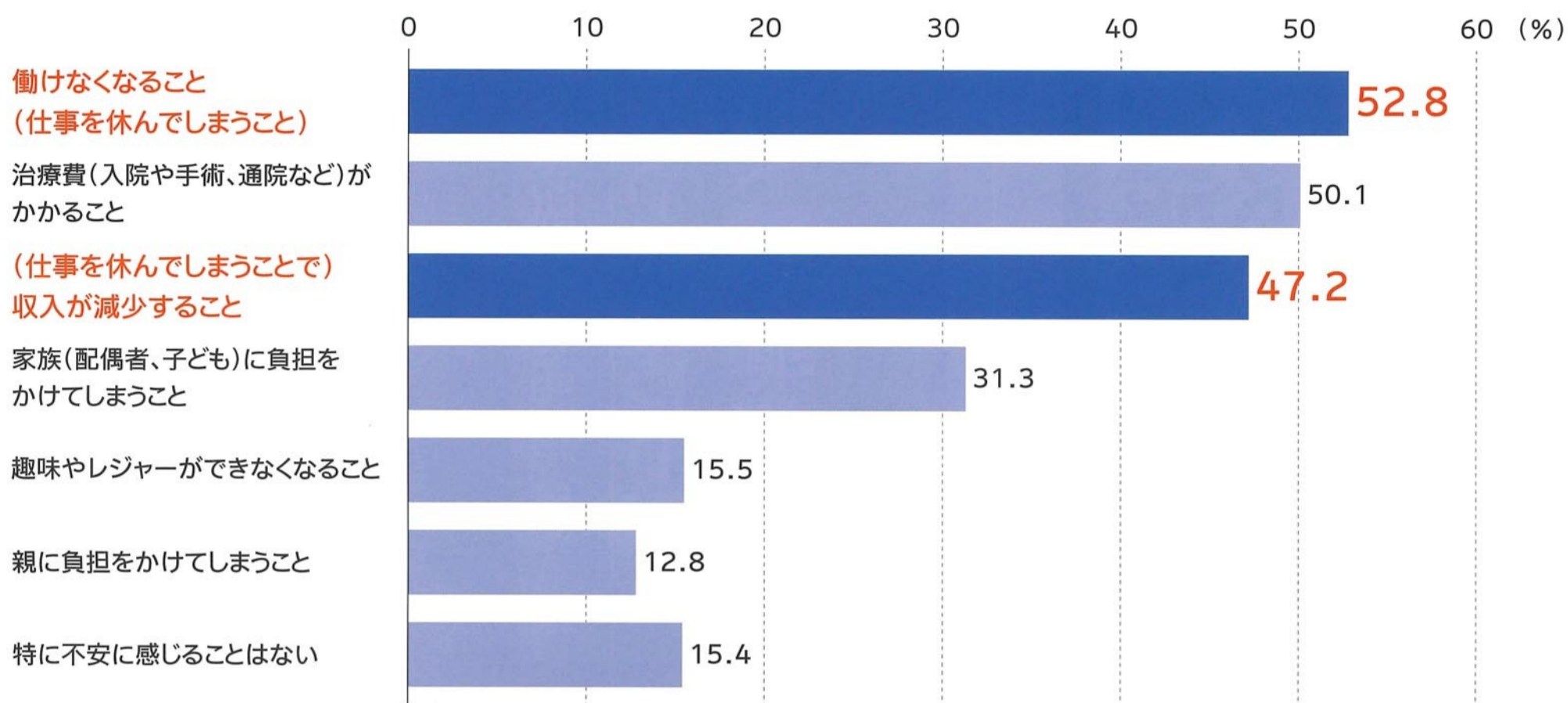
団体(集団)契約・月払

大切に保管してください

病気やケガで不安なこと

病気やケガによる不安は「治療費」だけではありません。

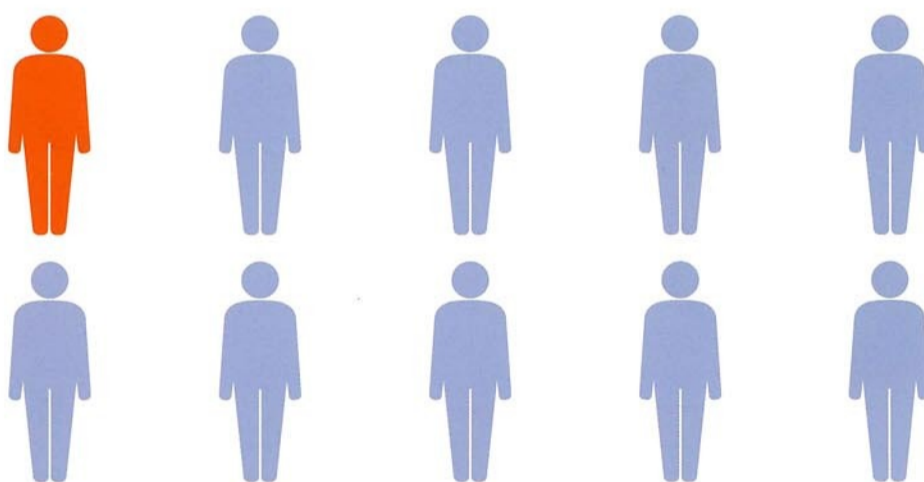
■ もし病気やケガをしたとき、「不安」に感じることは何ですか？(複数回答)



「被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック実施)」

休職は身近なリスク

働く人の10人に1人は、
1か月(31日)以上の休職(*)を
経験しています。



(*) 有給休暇や欠勤などを含みます(産休・育休は含みません)

「被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック実施)」

休職の原因

病気によるもの、
不慮の事故によるケガなど、
休職の原因はさまざまです。

■ 1か月以上の休職の主な原因(傷病)

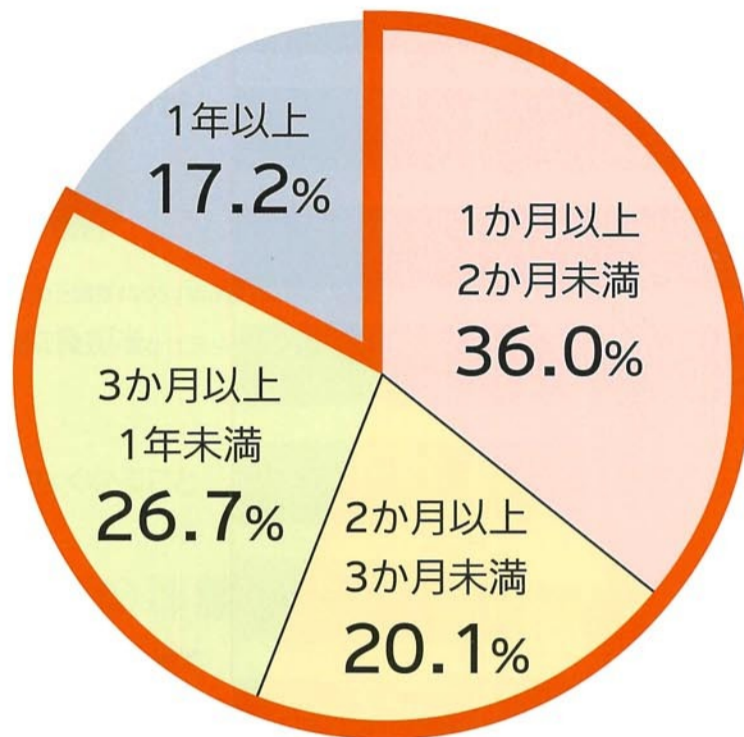
がん (悪性新生物)	ケガ (骨折など)
脳血管疾患 (くも膜下出血、脳梗塞など)	精神疾患 (うつ病、気分障害、パニック障害、神経症など)
心疾患 (心筋梗塞、狭心症など)	脊椎/椎間板障害 (ヘルニアなど)
消化器系疾患 (肝硬変、慢性肝炎など)	感染症 (ウイルス性肝炎など)

「被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック実施)」

休職の期間

1か月以上休職した人のうち、**約8割の人の休職期間は1年未満**です。

■ 1か月以上休職した人の休職日数の割合



1年未満は
82.8%

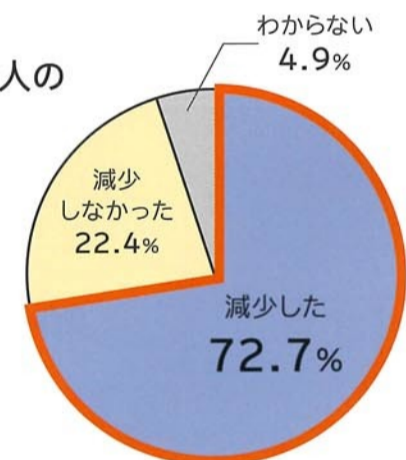
「被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック実施)」

3

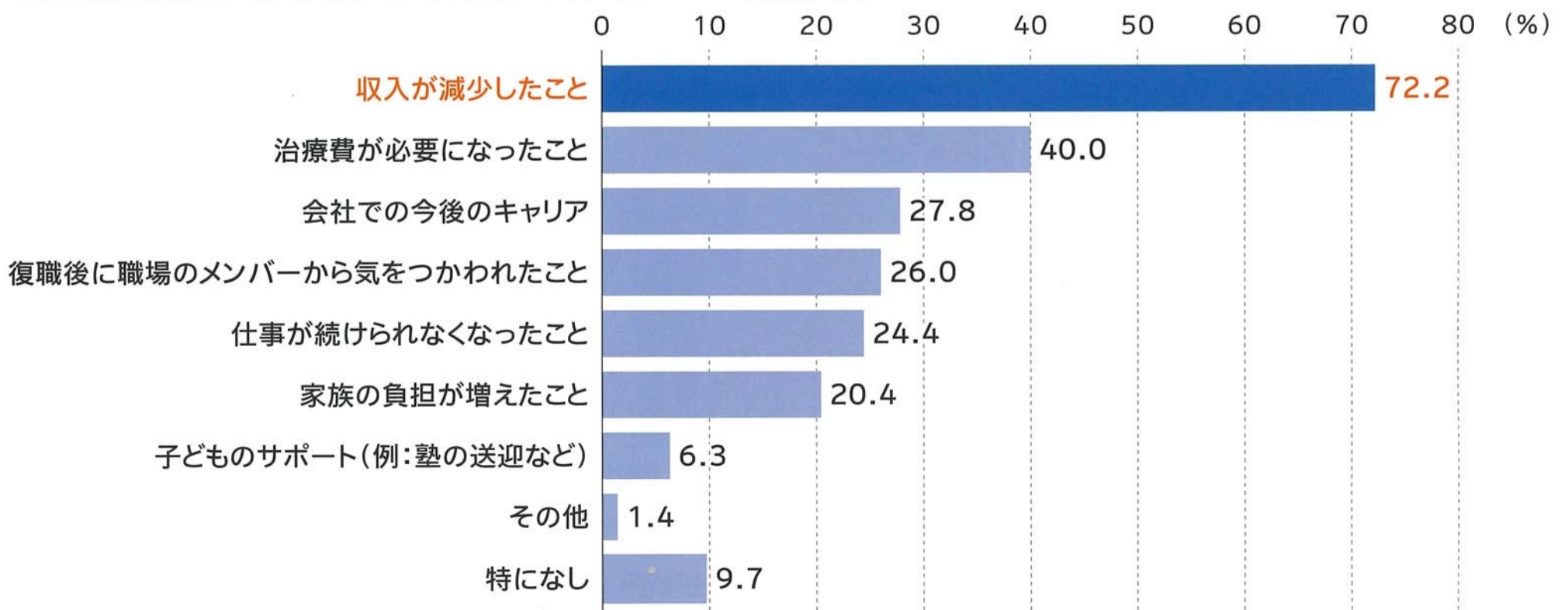
1か月以上の休職で困ったこと

1か月以上の休職で**収入が減少した人は72.7%**。そのうちの**72.2%**の人が**収入が減少して困った**と回答しています。

■ 1か月以上休職した人の収入の変化



■ 1か月以上休職し、「収入が減少した」と回答した人が困ったこと(複数回答)



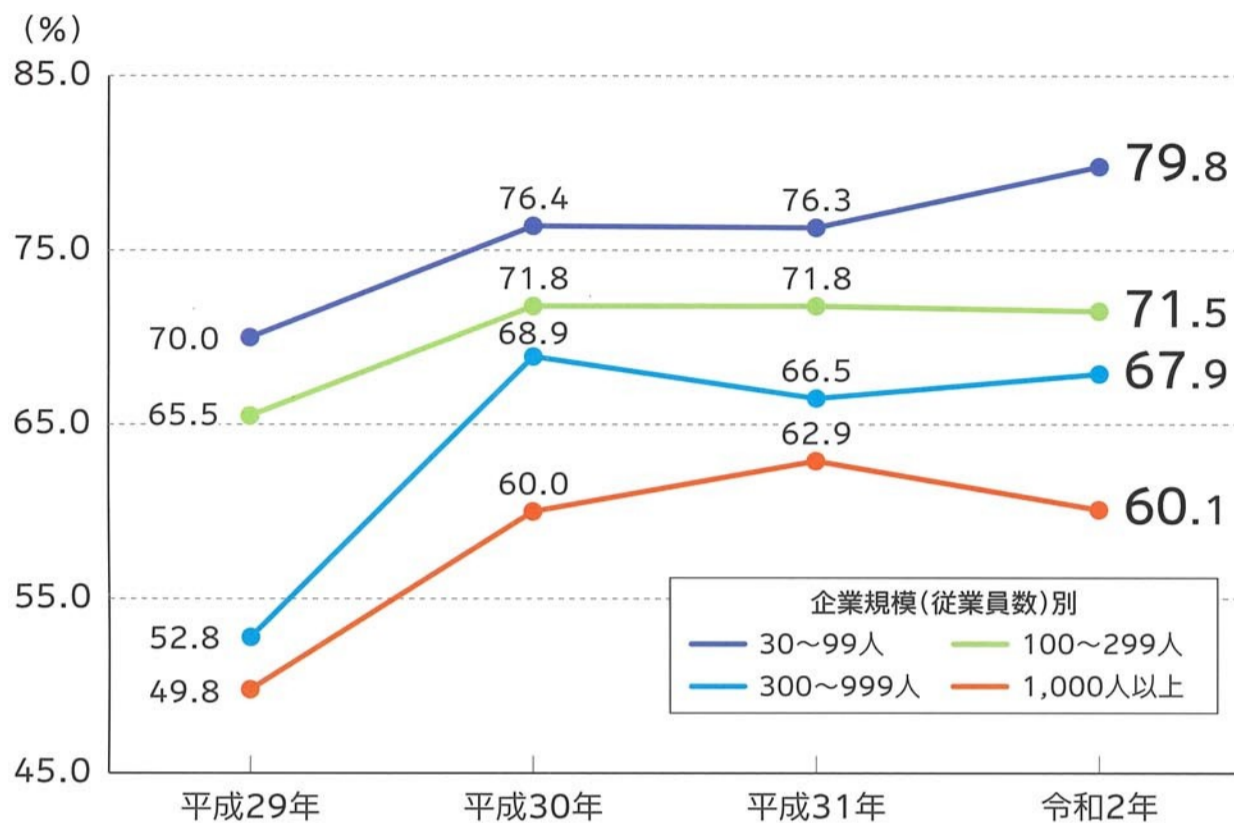
「被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック実施)」

4

特別休暇制度(病気休暇)の有無

特別休暇制度のうち「病気休暇(*1)」が導入されていない企業は、従業員数30~99人の企業で約8割、1,000人以上の企業でも約6割となっています。さらに、企業規模を問わず**8割以上の企業に「全額有給の病気休暇」がありません。**

■ 病気休暇(有給/無給は問わず)がない企業割合の推移



(*1) 傷病休暇、療養休暇など名称は企業によって異なります。
(*2) 病気休暇のない企業、病気休暇あり(無給)および病気休暇あり(一部有給)の企業を合算した割合

厚生労働省「平成29年~令和2年 就労条件総合調査」
(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450099&tstat=000001014004>)
をもとにアフラック作成

■ 全額有給の病気休暇がない企業割合

(令和2年)

企業規模(従業員数)	全額有給の病気休暇がない企業割合(*2)
30~99人	91.1%
100~299人	87.3%
300~999人	83.2%
1,000人以上	80.0%

1か月の収入と支出

世帯の人数が2人以上の勤労者世帯において、毎月の収入は平均**49.0万円**、主な支出の平均額の合計は**50.5万円**です。

■ 1か月間の収入と主な支出の平均額



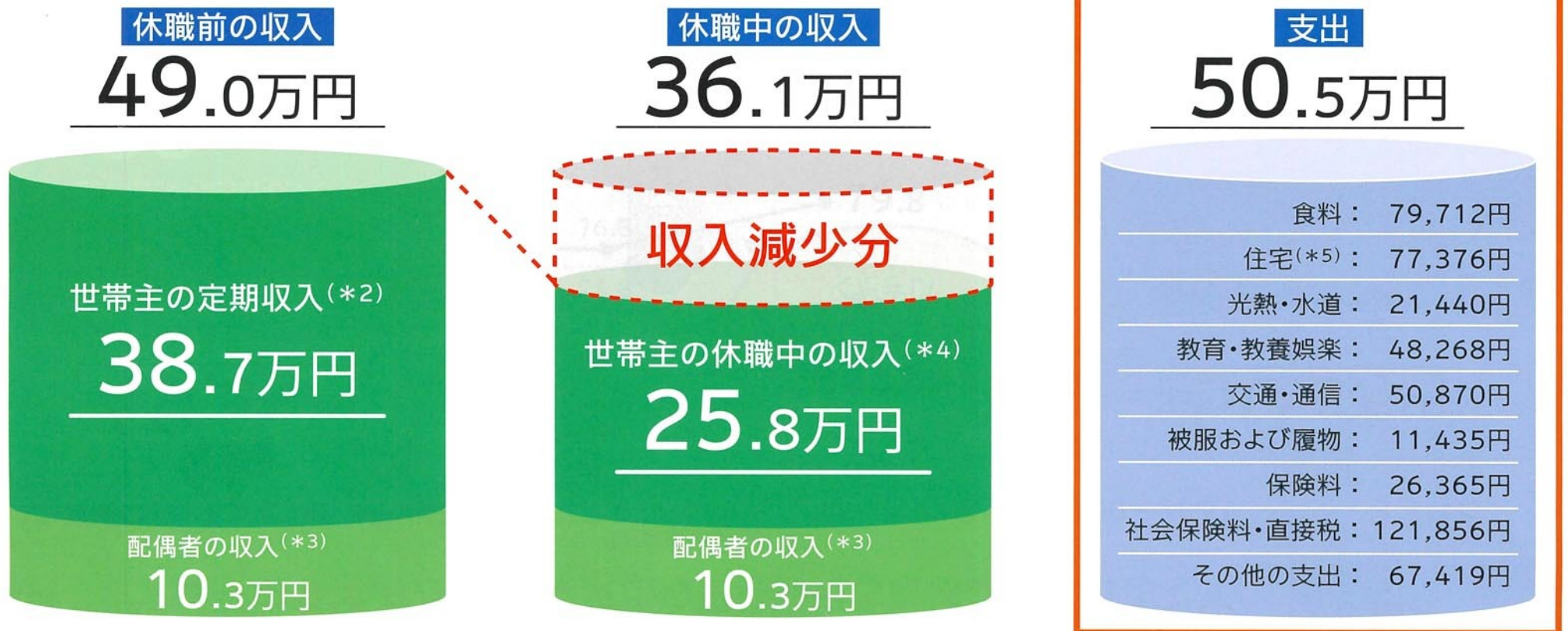
(*3) 社会保険料・税金などが控除される前の額面金額です(臨時収入・賞与を除く)。
(*4) 社会保険料・税金などが控除される前の額面金額です(臨時収入・賞与を含む)。
(*5) 住宅ローン返済額、家具・家事用品を含みます。

総務省統計局「2020年 家計調査(家計収支編)調査結果」
(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/index3.html>)
二人以上の世帯のうち勤労者世帯(うち世帯主が60歳未満)をもとにアフラック作成

家計への影響

世帯主が病気やケガで休職し、**収入の1/3が減少**(*1)してしまった場合、支出を減らすために生活費からどの項目をどれくらい減らすことができるでしょうか？

■ 1か月間の収入と主な支出の平均額



休職中の収入 について、詳細は13ページをご確認ください。

- (*1) 健康保険組合などから傷病手当金を受給した場合の割合です。労災認定を受けている場合やご加入の被用者保険などによって支給額の割合は異なります。
- (*2) 社会保険料・税金などが控除される前の額面金額です(臨時収入・賞与を除く)。
- (*3) 社会保険料・税金などが控除される前の額面金額です(臨時

- 収入・賞与を含む)。
- (*4) 傷病手当金の推計額(「世帯主の定期収入」を標準報酬月額平均として2/3を乗じた額)です。労災認定を受けている場合やご加入の被用者保険などによって支給額が異なる場合があります。
- (*5) 住宅ローン返済額、家具・家事用品を含みます。

総務省統計局「2020年 家計調査(家計収支編)調査結果」
(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/index3.html>)
二人以上の世帯のうち勤労者世帯(うち世帯主が60歳未満)をもとにアフラック作成

7

生活への影響

収入の減少により、生活費を切り詰めたり、住宅費や車の維持費、お子さまの教育費などの固定費を見直すことになるかもしれません。

収入減少によって生活が困窮してしまうかも

たとえば…

住む場所は？ (ローン・賃料)	車やバイクは？ (ローン・維持費)	お子さまは？ (教育費)	日々の生活は？ (生活費)
<ul style="list-style-type: none"> 持ち家を売却する 賃料の安い物件に引っ越す 実家に戻る 	<ul style="list-style-type: none"> 売却する 	<ul style="list-style-type: none"> 習い事を減らす、やめる 教育ローンや奨学金を利用する 	<ul style="list-style-type: none"> 食費を切り詰める 水道、電気、ガスを節約する 携帯電話のプランなどを見直す

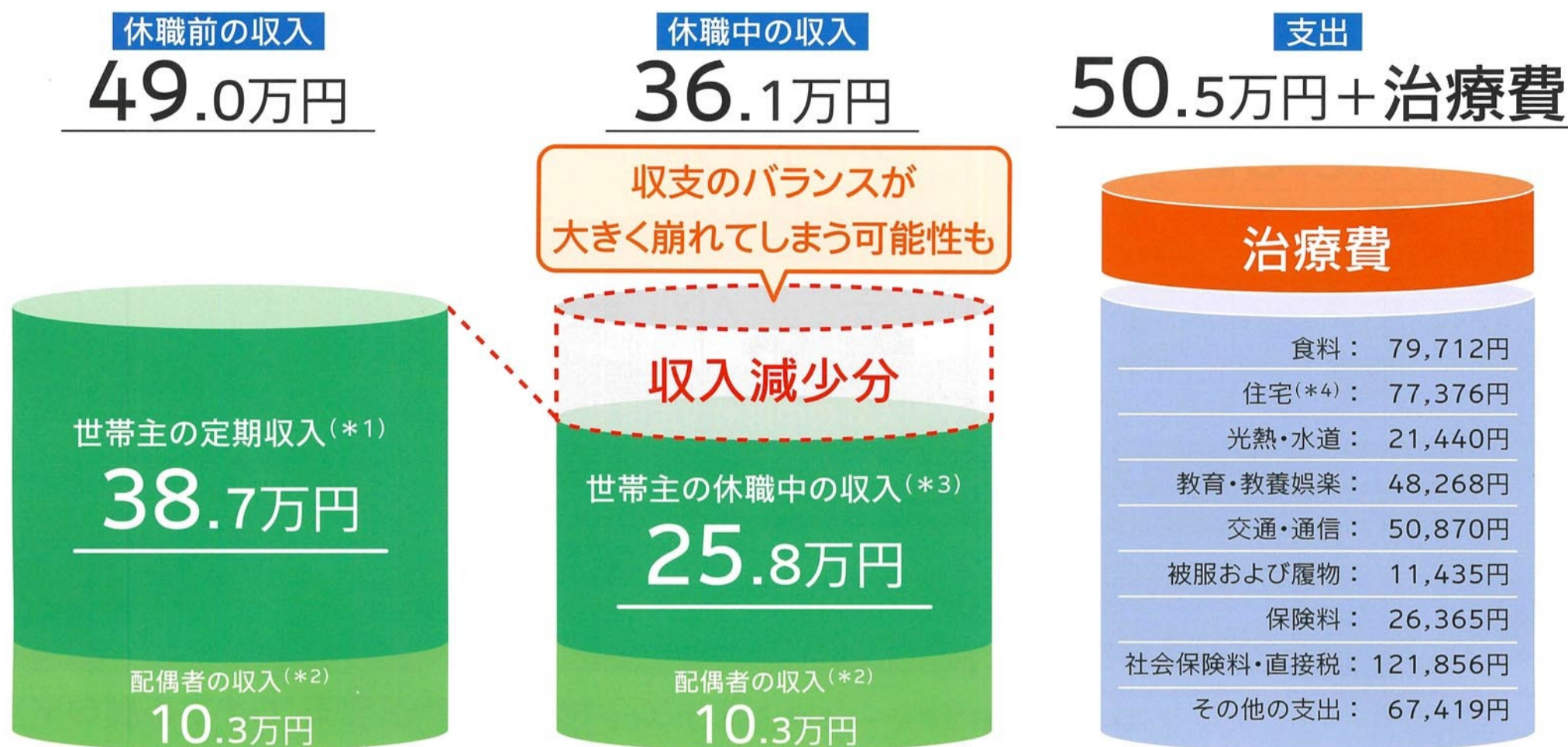
世帯主が治療に専念している間は、配偶者がおひとりで、さまざまな判断をしなければならないかもしれません。また、ご家族の生活が大きく変わってしまう可能性もあります。

8

支出の増加

収入が減少するなか、支出に加え**治療費も上乘せ**となります。

■ 1か月間の収入と主な支出の平均額



(*1) 社会保険料・税金などが控除される前の額面金額です(臨時収入・賞与を除く)。

(*2) 社会保険料・税金などが控除される前の額面金額です(臨時収入・賞与を含む)。

(*3) 傷病手当金の推計額(「世帯主の定期収入」を標準報酬月額の前平均として2/3を乗じた額)です。労災認定を受けている場合やご加入の被用者保険などによって支給額が異なる場合があります。

(*4) 住宅ローン返済額、家具・家事用品を含みます。

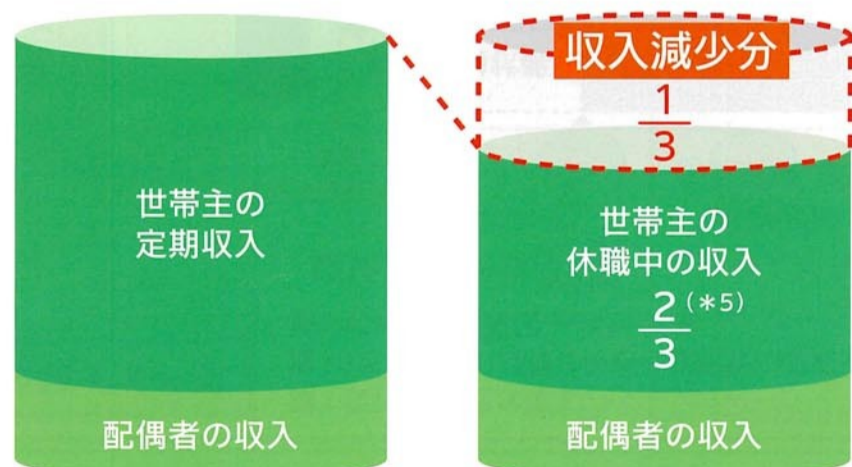
総務省統計局「2020年 家計調査(家計収支編)調査結果」
(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/index3.html>)
二人以上の世帯のうち勤労者世帯(うち世帯主が60歳未満)をもとにアフラック作成

休職時の収入減少への備え

いつ、何が原因で、どのくらいの期間、休職することになるかわかりません。休職したそのときが、ご家族に一番お金が必要なときと重なるかもしれません。

収入減少

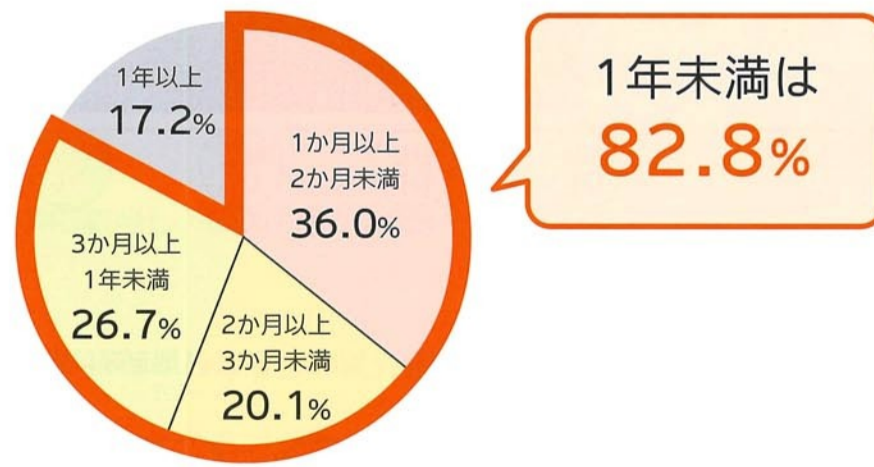
■ 収入減少のイメージ(月額)



(*5) 健康保険組合などから支給される傷病手当金の給付割合です。労災認定を受けている場合やご加入の被用者保険などによって支給額の割合は異なります。

休職期間

■ 1か月以上休職した人の休職日数の割合



「被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック実施)」

休職の実態に合わせて

収入減少分と**休職期間**を考慮し、合理的に備えましょう。



ご自身の収入やお勤め先の福利厚生制度などから備えるべき金額をイメージしてください

保障内容

もしものときも今の生活を変えないように、休職時の収入減少に備えましょう。

特長 1

お給料のように 毎月受け取れる給付金

病気やケガで休職(就労困難状態)が
31日以上継続(*1)したとき、
毎月給付金をお支払いします
(*1) 有給休暇の取得期間中も含まず

特長 2

お手頃な保険料

保険期間を1年とすることで、
お手頃な保険料水準を実現！
収入減少に備えたい期間だけ
保障を準備できます(最長70歳まで)

特長 3

わかりやすい 支払条件

勤務先による休職証明と
医師による在宅療養の指示により
給付金をお支払いします

保障イメージ

- 1型(精神疾患保障あり)
- 10万円コース(回復支援給付金月額10万円、精神疾患回復支援給付金月額10万円)
- 保険期間・保険料払込期間:1年



ご希望により、給付金の月額を変更することもできます。

● 就労困難状態の詳細はつぎのページをご確認ください。

(*2) 同一の就労困難状態について、
12回限度(通算60回限度)
(*3) 通算12回限度

給付金を受け取れる条件をチェック

販売名称:アフラックの休職保険
正式名称:就労所得保障保険〔短期型・無解約払戻金〕

お支払いの条件

給付金のお支払いなどについて、
詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保障内容の型	給付金名称	支払事由	支払限度
1型	2型 回復支援給付金	①第1回の給付金 病気(精神障害、妊娠・出産等を除く)やケガで就労困難状態に該当し、その状態が30日をこえて継続したとき ②第2回～第12回の給付金 支払基準日(*4)に、直前の支払基準日から①の就労困難状態が継続しているとき	同一の就労困難状態について: 12回 通算: 60回
	精神疾患回復支援給付金	①第1回の給付金 精神疾患で就労困難状態に該当し、その状態が30日をこえて継続したとき ②第2回～第12回の給付金 支払基準日(*4)に、直前の支払基準日から①の就労困難状態が継続しているとき	通算: 12回

(*4) 第1回は支払事由に該当した日、第2回以後はその後の月単位の応当日のことをいいます
(応当日のない月については、その月の末日を応当日とします)。

「就労困難状態」とは

支払対象となる「就労困難状態」とは、
つぎの(1)(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

(1) 入院

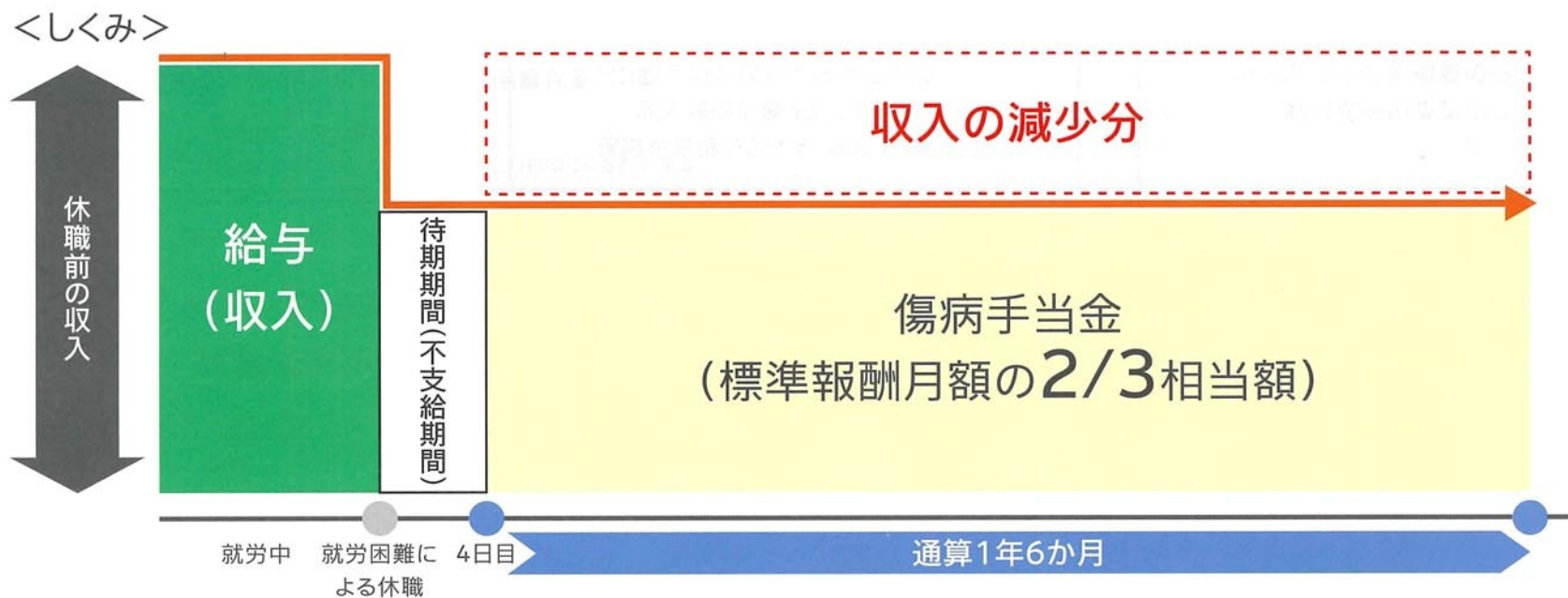
(2) 在宅療養

右記の(a)(b)の
いずれにも該当する状態

- (a) 医師による治療が継続しており、かつ日本国内にある自宅等で、
医師の医学管理下において計画的な治療に専念している状態
- (b) 当社所定の休職証明書の提出により、病気やケガを原因として
勤務先を休職していると認められる状態
ただし、当社所定の休職証明書の提出ができない期間は、医師に
より軽労働、座業および軽い家事ができないと診断された状態

休職したときの公的保障(傷病手当金)

休職した場合に支払われる「傷病手当金」は給与と同額ではありません。
傷病手当金を受け取っても**収入の約1/3が減少**します。



■「傷病手当金」とは
被用者保険の被保険者が休職したときの公的保障で、加入している健康保険組合などから休職した日数に応じて支給されます。
〈休職した日1日あたりの支給額〉
(直近12か月の標準報酬月額を平均した額÷30)×2/3に相当する金額
※被保険者期間が1年未満の場合は算出方法が異なります。
〈支給される条件〉
① 業務外の事由による病気やケガの療養のための休職であること
② 仕事に就くことができないこと
③ 待期待期間(連続して仕事を休んだ3日間)を含み4日以上仕事に就けなかったこと
④ 休職した期間について給与の支払いがないこと

■「標準報酬月額」とは
社会保険料などの計算に用いられる金額です。
毎年4～6月に支給した報酬の平均額(報酬月額)を、「標準報酬月額表」の区分(等級)に当てはめ、標準報酬月額を算定します。
標準報酬月額の基準となる3か月の報酬には、基本給のほか、役付手当や通勤手当、家族手当、住宅手当、残業手当などが含まれます
(臨時に支払う報酬や支払回数が年3回以下の賞与は含まれません)。

ご加入の被用者保険によっては、支給額・支給期間などが異なる場合があります。

月払保険料

■保険期間・保険料払込期間:1年 ■団体(集团)取扱
■10万円コース(回復支援給付金月額/精神疾患回復支援給付金月額10万円)
15万円コース(回復支援給付金月額/精神疾患回復支援給付金月額15万円)

男性	1型(精神疾患保障あり)		2型(精神疾患保障なし)	
	10万円コース	15万円コース	10万円コース	15万円コース
契約日の満年齢				
18～19歳	1,860円	2,790円	1,470円	2,205円
20～24歳	1,890円	2,835円	1,490円	2,235円
25～29歳	1,940円	2,910円	1,550円	2,325円
30～34歳	2,030円	3,045円	1,640円	2,460円
35～39歳	2,140円	3,210円	1,760円	2,640円
40～44歳	2,250円	3,375円	1,880円	2,820円
45～49歳	2,590円	3,885円	2,220円	3,330円
50～54歳	3,070円	4,605円	2,690円	4,035円
55～59歳	3,910円	5,865円	3,460円	5,190円
60～64歳	4,750円	7,125円	4,230円	6,345円
65歳	5,580円	8,370円	4,990円	7,485円

女性	1型(精神疾患保障あり)		2型(精神疾患保障なし)	
	10万円コース	15万円コース	10万円コース	15万円コース
契約日の満年齢				
18～19歳	2,350円	3,525円	1,870円	2,805円
20～24歳	2,380円	3,570円	1,890円	2,835円
25～29歳	2,460円	3,690円	1,980円	2,970円
30～34歳	2,570円	3,855円	2,120円	3,180円
35～39歳	2,670円	4,005円	2,250円	3,375円
40～44歳	2,770円	4,155円	2,390円	3,585円
45～49歳	2,960円	4,440円	2,610円	3,915円
50～54歳	3,200円	4,800円	2,860円	4,290円
55～59歳	3,820円	5,730円	3,420円	5,130円
60～64歳	4,430円	6,645円	3,960円	5,940円
65歳	5,040円	7,560円	4,510円	6,765円

・「アフラックの休職保険」は1年ごとに保障が継続されます(当社が承諾した場合に限ります)。
・継続後の保険料は継続日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。

Q1 給付金月額はいくらまで申込みますか？

A1 お申込みいただける給付金月額の上限は以下のとおりです。
 ■回復支援給付金
 額面年収^(※1)の3%または40万円のいずれか小さい額
 ■精神疾患回復支援給付金
 額面年収の3%または20万円または回復支援給付金月額のいずれか小さい額
 なお、お申込みにあたっては、前年度の額面年収が150万円以上である必要があります。

(※1) 額面年収とは、各種社会保険料や税金などを差引く前の金額です(家賃収入などの不労所得は含みません。不労所得とは、利子所得・配当所得・不動産所得や証券売却益などを指します)。

Q2 有給休暇を取得している間も、給付金は支払われますか？

A2 はい、就労困難状態に該当し、有給休暇を取得している場合もお支払いの対象となります。ただし、時間有給休暇は除きます。

Q3 支払事由該当期間中の保険料の払込みは必要ですか？

A3 はい、支払事由に該当し、給付金をお受け取りいただいている間も保険料のお払込みは必要となります。

Q4 土日や祝日など会社が休みの日も休職している日に含まれますか？

A4 はい、就労困難状態に該当する日数の計算には、非勤務日も含みます。

Q5 休職していると、必ず支払対象となりますか？

A5 いいえ、休職していても医師による治療が継続していない場合は、お支払いの対象にはなりません。

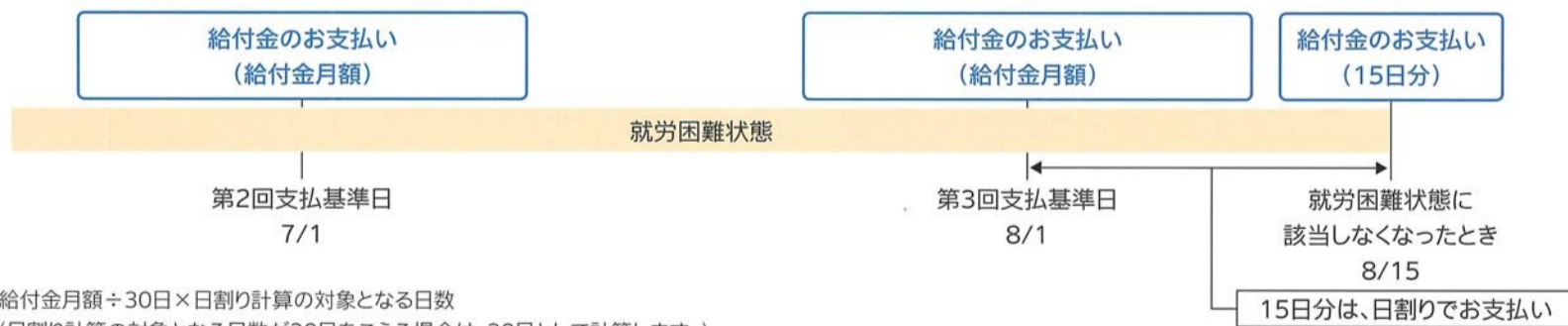
Q6 精神疾患回復支援給付金を通算12回受け取った後、保障はどうなりますか？

A6 回復支援給付金だけの保障となります。通算して12回目の精神疾患回復支援給付金が支払われた場合、12回目の支払事由に該当した日の後に到来する継続日に、保障内容の型を2型へ変更し、お申込みいただく保険料も変更となります(通算支払限度に達した後、2型に変更になるまでの期間は1型の保険料をお支払いいただきます)。

Q7 前回の支払基準日から次回の支払基準日が到来する前に復職した場合、給付金はいくらもらえますか？

A7 直前の支払基準日から就労困難状態に該当しなくなった日までの期間は、給付金月額を基準に日割り計算^(※2)した金額をお支払いします。

<例>



(※2) 給付金月額 ÷ 30日 × 日割り計算の対象となる日数
 (日割り計算の対象となる日数が30日をこえる場合は、30日として計算します。)

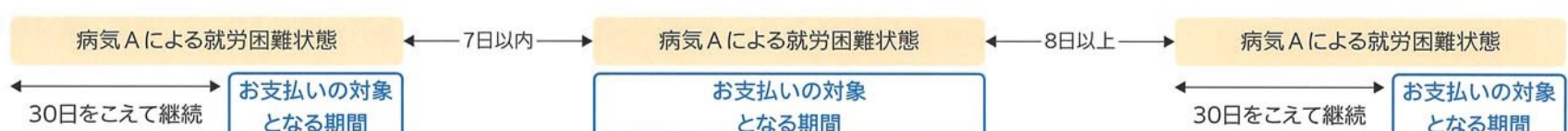
Q8 就労困難状態に複数回該当した場合、給付金はどのように支払われますか？

A8 就労困難状態に該当していない期間や就労困難状態の原因によって取扱いが異なります。

■就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して7日以内に再び就労困難状態に該当し、かつ、その直接の原因となった病気・ケガが同一かまたは医学上重要な関係があるときには、継続している就労困難状態とみなして、給付金をお支払いします(再び就労困難状態が30日をこえて継続する必要はありません)。

この場合、就労困難状態に該当しなかった期間については、給付金はお支払いしません。また、再び就労困難状態に該当した日から最初に到来する支払基準日までの期間については、日割り計算した金額をお支払いします。

<例>



■就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して8日以上経過後に再び就労困難状態に該当した場合、または、その直接の原因となった病気・ケガが異なるかもしくは医学上重要な関係がない場合には、再び就労困難状態が30日をこえて継続したときに給付金をお支払いします。

Q9 回復支援給付金を支払限度の12回まで受け取った後、再び就労困難状態になった場合はどうなりますか？

A9 就労困難状態に該当していない期間や就労困難状態の原因によって取扱いが異なります。

就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して180日以内に再び就労困難状態に該当し、かつ、それぞれの就労困難状態の直接の原因となった病気・ケガが同一かまたは医学上重要な関係があるときには、それぞれの就労困難状態による回復支援給付金の支払回数を合算し「同一の就労困難状態」についての支払限度(12回)を適用します。

前回支払対象となった就労困難状態から181日以上経過後に再び就労困難状態に該当した場合は、前回支払対象となった就労困難状態とは別の就労困難状態とみなし、回復支援給付金の支払回数を合算せず、それぞれ「同一の就労困難状態」の支払限度(12回)を適用します。



Q10 休職した場合に利用できる福利厚生制度には、どのようなものがありますか？

A10 業務外の病気やケガで休職した場合に利用できるものとして、年次有給休暇や傷病手当金など法律で定められた仕組みがありますが、加えて独自の制度を設けている企業や健康保険組合などがあります。

■休暇

労働基準法で定められた年次有給休暇に加え、独自に特別休暇(*1)を設けている企業があります。特別休暇取得中の給与の支給の有無や、支給額などは企業によって異なります。

■傷病手当金の付加給付

ご加入の被用者保険の種類(*2)によっては、傷病手当金に加え、金額を上乗せする傷病手当金付加金や支給日数を延長する延長傷病手当金付加金が支給される場合があります。傷病手当金の支給の条件は、13ページをご確認ください。

<傷病手当金などのイメージ>



(*1) 病気休暇、傷病休暇、療養休暇など名称は企業によって異なります。
 (*2) 「全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)」には付加給付はありません。
 (*3) 支給額・支給期間は被用者保険によって異なります。

ご契約後のサービス



メンタルヘルスに関するご相談

こころの悩みについて相談したい

相談料・通話料 無料

提供:(株)法研

- メンタルヘルス電話相談サービス

- メンタルヘルス面談サービス

傷病手当金や障害年金などに関するご相談

公的保障などに関する疑問や悩みについて相談したい

相談料・通話料 無料

※申請代行などにかかる費用はご利用者様負担

提供:(株)法研

- 傷病手当金電話相談サービス
- 障害年金電話相談サービス
- 社会保険労務士紹介サービス

- 就労復帰に関する窓口のご案内
- 障害年金に関するガイドブックのご提供

病気やケガの治療に関するご相談

病気やケガの悩みについて相談したい

- セカンドオピニオンサービス (ベストドクターズ®・サービス)

医師の紹介およびセカンドオピニオン受診費用 無料(*4)

提供:(株)法研

- 24時間健康電話相談サービス

相談料・通話料 無料

提供:(株)ウェルネス医療情報センター

- 治療を目的とした専門医紹介サービス (ベストドクターズ・サービス)

医師の紹介にかかる費用 無料(*4)

提供:(株)法研

(*4) 検査や治療などにかかる費用はご利用者様負担

Best Doctors®およびベストドクターズは Best Doctors, Inc. の商標です。

・このサービスは、(株)法研、(株)ウェルネス医療情報センターが提供するもので、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
 ・これらのサービスは2022年3月22日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
 ・サービスの内容や、その他ご利用にあたっての諸条件などにつきましては、
<https://www.duckcounseling.jp/> をご確認ください。

この制作物は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、ユーザーにとって見やすく配慮されたデザインであると認証したものです。



- ・「パンフレット」に記載の保障内容や保険料などは2022年3月22日現在のものです。
- ・「パンフレット」に記載の公的保障制度の内容は2022年1月現在のものです。
- ・アフラックの退職保険は、ご加入時に被用者保険の被保険者である場合に限りお申込みいただけます。被用者保険とは、主に会社員などを対象とした全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、組合管掌健康保険（健康保険組合）、各種共済組合、船員保険を指します。なお、会社員の配偶者などの被扶養者や国民健康保険加入者はお申込みいただけません。
- ・保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢（1年未満は切捨）によって決まります。
- ・20名様以上のご契約を条件に、個別にご契約されるより保険料はお安くなっています。
- ・退職（脱退）されても、契約をご継続いただけます（保険料は個別料率に変わります）。
- ・「パンフレット」に記載の「当社」とは引受保険会社のことを指します。
- ・「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは

< 募集代理店 >（アフラックは代理店制度を採用しています）

< 引受保険会社 >

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
コールセンター **0120-5555-95**
月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

当代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。